

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十一号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十一条に規定する」を「第五十四条の規定により条例で定める」に、「についての基準（以下「営業施設基準」という。）は、別表に」を「に
関する基準については、同条に規定する厚生労働省令で」に、「とする」を「の例による」に改め、同条ただし書中「営業施設基準」を「本文の規定によりそ
の例によることとされる食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第十九から別表第二十一までに定める基準」に改める。

第四条中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「営業者」を「許可営業者」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

第五条第一項中「営業者は、次の各号のいずれかに該当する」を「許可営業者は、三十日以上営業を休止しようとする」に改め、同項各号を削り、同条第二
項中「営業者」を「許可営業者」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。